

酪農業は、国民への食料の**安定供給に重要な役割**を担っています。従事者に新型コロナウイルス感染症の予防と患者が発生した時に、事業者が業務継続を図る際の基本的なポイントを農林水産省がまとめました。

※「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」(農林水産省) (http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf)を加工して作成

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

○**従業員に感染予防策**を要請します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合は、所属長への連絡と自宅待機
- ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、所属長に連絡の上、保健所に問い合わせ

○事業者の**業態に応じて感染予防策**を行って下さい。

※家畜市場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、着用しない場合は適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど。

○従業員から診断結果等の**報告を速やかに受ける体制**を構築して下さい。

○手洗いなどの**感染予防策を徹底**して下さい。

- ①出勤時やトイレ使用後、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
- ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
- ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

2 患者発生時、濃厚接触者への対応

感染者が発生した場合は**保健所の指示に従い**対応してください。

○患者が確認された場合には、**保健所に報告**し、対応について指導を受けるとともに、**従業員に周知**して下さい。

○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。

○**濃厚接触者**と確定された従業員には、**14日間出勤停止**し、**健康観察を実施**して下さい。

○濃厚接触者と確定された従業員は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

3 感染者発生時の施設設備等の消毒

○**保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコールで拭き取り等を実施して下さい。

※1 畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等

※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等

※3 消毒用エタノール(70%以上)(次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)で代用可)

○**一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は**操業停止**や生産物等の廃棄などの対応をとる必要はありません。

4 感染者発生時の業務の継続

酪農農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができないことから、生乳生産が継続できるよう準備をお願いします。

- 酪農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができないことから**生乳生産が継続できるよう準備**をお願いします。
- 必要な場合、生産者団体が中心となって、酪農家、生産者団体、関連団体、乳業者、飼料製造業者、運送業者等の間で**業務分担する体制を検討・構築**して下さい。

【検討事項】

- ①酪農家の体制又は生産者団体等による支援体制の整備
 - ②感染者等の把握と情報共有
 - ③生産現場の速やかな消毒
 - ④業務継続のための支援
 - ・代替要員の確保
 - ・代替要員が確保できない場合の措置
 - ⑤生産者団体等による管内への注意喚起の発出
- 集送乳、酪農ヘルパー、乳業、飼料製造等の関連事業者(生産者団体を含む)は、重要業務として**優先的に継続させる業務を選定**し、重要業務を継続させるために必要となる人員、物的資源(マスク、手袋、消毒液等)を把握してください。
 - 事業者は、従業員の確保状況に応じた**業務マニュアルを作成**ください。

5 経営継続対策の支援紹介

新型コロナウイルス感染者が確認された酪農家における生乳生産の継続を以下の内容の取り組みを支援します。

- 代替要員等の派遣支援
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した農場の事業継続のための**酪農ヘルパー等の代替要員や代替要員を派遣した組織への代替要員等の派遣**
- 緊急避難等支援
発生農場の事業継続が困難な場合における、緊急避難的な**乳用牛及び飼料等の輸送、管理委託**
- 農場清浄化支援
発生農場の清浄化や感染拡大防止のための車両施設等の消毒等に必要な**消毒液、噴霧器、作業着、手袋、長くつ、その他消毒に必要な器具機材等**
- 乳再生産確保支援
 - ア 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、やむを得ず出荷ができなくなった**酪農家の再生産の確保に必要な取組**
 - イ 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、**やむを得ず出荷できなくなった生乳の処理**

※詳細については、農業協同組合等にお問い合わせ下さい。